

# 高額医療・高額介護合算制度 医療費・介護費の自己負担を軽減

医療費が高額になった場合は、各医療保険から月額限度額を超えた分を「高額療養費」として支給しています。また、介護サービス費用が高額になった場合は、介護保険から月額限度額を超えた分を「高額介護サービス費」として支給しています。

自己負担額をさらに軽減するために、同じ世帯で1年間(8月～翌年7月)の各月に支払った医療保険・介護保険の自己負担額(高額療養費、高額介護サービス費の支給対象分を除いた金額)の合計が年額の基準額(下表)を超える場合に、超えた金額を「高額医療・高額介護合算療養費等」として支給しています。

今回の支給対象期間(令和元年8月～2年7月)に支給対象となる被保険者の方がいる世帯に、3月中に申請書を送付します。

支給時期は、5月以降となります。

**他**▷同じ世帯でも、国民健康保険・職場の医療保険・後期高齢者医療保険では、それぞれ別に自己負担額を計算します▷申請の受付窓口は、令和2年7月31日時点で加入していた医療保険となります

**問**保険年金課国民健康保険係(☎042-387-9833)、保険年金課高齢者医療係(☎042-387-9834)、介護福祉課介護保険係(☎042-387-9822)

### 70歳未満の方

| 所得区分(※1)         | 医療保険(70歳未満)と介護保険の合算 |
|------------------|---------------------|
| ア 901万円超         | 212万円               |
| イ 600万円超～901万円以下 | 141万円               |
| ウ 210万円超～600万円以下 | 67万円                |
| エ 210万円以下        | 60万円                |
| オ 住民税非課税         | 34万円                |

※1 国民健康保険加入者に限る。職場の医療保険に加入している場合は、加入している健康保険組合等にお問い合わせください

### 70歳以上の方

| 所得区分(※2)                          |                    | 医療保険(70～74歳)と介護保険の合算 | 後期高齢者医療保険(75歳以上)と介護保険の合算 |
|-----------------------------------|--------------------|----------------------|--------------------------|
| 現役並み所得者                           | 課税所得690万円以上        | 212万円                | 212万円                    |
|                                   | 課税所得380万円以上690万円未満 | 141万円                | 141万円                    |
|                                   | 課税所得145万円以上380万円未満 | 67万円                 | 67万円                     |
| 一般(課税所得145万円未満または基礎控除後の所得210万円以下) |                    | 56万円                 | 56万円                     |
| 区分Ⅱ(住民税非課税)                       |                    | 31万円                 | 31万円                     |
| 区分Ⅰ(住民税非課税かつ世帯の所得が一定基準以下)         |                    | 19万円                 | 19万円                     |

※2 国民健康保険または後期高齢者医療保険加入者に限る。職場の医療保険に加入している場合は、加入している健康保険組合等にお問い合わせください

## 図書館「おはなし会」 ボランティア団体を募集

図書館の子ども向け「おはなし会」は、ボランティア団体と協働して運営しています。令和3年度に参加を希望する団体を募集するに当たり、説明会を行います。

**時** 3月3日(水) 午前10時30分～11時30分

**所** 図書館本館地階集會室

**申** 当日直接会場へ

※新規の団体は、2月24日までにご連絡ください

**問** 図書館本館 (☎042-383-1138)



### 令和3年～5年度社会教育 関係団体登録の手続きを

市内で社会教育活動をしている団体やサークルを、社会教育関係団体として登録する制度を設けています。

この制度は、社会教育関係の団体、サークルなどを把握し、市民の皆さんへの情報提供などを行うため、実施しているものです。

令和3～5年度の登録を希望する団体は、手続きをしてください。

**対** 青少年教育、成人教育、視覚教育、芸術、文化、スポーツ、レクリエーションなど、社会教育に関する事業を行うことを主な目的とする10人以上の団体

※政治・宗教活動および営利事業を行う団体は除くなど、一定の条件がありますので、登録要綱を確認のうえ、手続きをしてください

**■登録要綱・申請書の配布** 2月15日から、生涯学習課、公民館各館、図書館本館で

※令和3年2月1日現在登録済の団体には、申請書を送付します

**申** 3月1日～31日に、直接、生涯学習課生涯学習係(市役所第二庁舎7階☎042-387-9879)へ

春が待ち遠しくも、寒い季節が続きます。くれぐれも健康管理と感染予防にご留意いただき、お過ごしください。

年明け早々の1月8日より、東京都等に発令された緊急事態宣言が3月7日まで延長されました。これまで以上に深刻かつ急速な感染拡大が全国で進行し、一日当たりの感染者数や重症者数等、さまざまな過去の数値を更新する厳しい日々が続いています。

小金井市においては、直近の2月2日時点の累計感染者数は54人です。27人に1人が陽性判明したことになりました。この間の市内での感染動向を100人単位の日数で見ると、市内最初の感染者が公表された令和2年3月31日以降、100人までが15日間、200人までが98日間でした。ところが、昨年末の第3波と言われる急速な感染拡大以降、300人までが24日間、さらに、年明け以降400人となるまではわずか13日間となり、桁違いに感染拡大が進行しました。

直近でも、500人までが13日間となり、依然高い水準です。私たち一人ひとりが、感染しない、感染させない行動を保持し、三密を避ける、マスクの着用や手洗い、換気を徹底すること等が重要です。特に、会食時や家庭内、職場や施設内での感染経路や20代、30代の若い世代の感染者増等が大きな課題となっています。

## こがねい未来通信



日々が続きますが、引き続き、最大限の感染予防への取り組みをお願い申し上げます。

市では、引き続き、市民生活や事業者等の皆様を支える支援策に全庁挙げて取り組むとともに、皆様の最も関心の高いワクチン接種への準備作業等、医師会や保健所等と連携した感染症対策に間断なく着手してまいります。1月20日付けで、新型コロナウイルス感染症対策担当を新設し、担当課長含め6人体制による

また、市内飲食店への支援として、小金井市商工会の皆様が中心となり、毎週水曜日から金曜日に本町暫定庁舎前にて展開している応援弁当企画には大勢の市民の皆様にご協力をいただいております。私も楽しみにしております。また、アーティスト等の皆様を支援する動画配信事業では、魅力あふれる動画を市公式YouTubeチャンネルにて配信しています。第2弾の配信も予定しておりますので、ぜひご覧ください。私も皆様から元気と希望をいただいております。厳しい状況が続きますが、この困難を乗り越えるべく努力してまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力を心からお願いたします。

小金井市長

西田真一郎